第７章　その他

日本銀行は、やむを得ない事情によりこの細則の規定による取扱いができないと認める場合には、この規定と異なる取扱いをし、または担保差入金融機関等、国債代行決済委託者、国債決済代行者、振替社債等担保差入委託者、担保差入代行口座管理機関、担保差入先、国債決済代行先もしくは担保差入代行先毎にこの細則の規定と異なる取扱いを指示することがあります。

日本銀行は、担保に関する取扱いの適切な運用を確保するため、必要と認める場合には、この細則を改正することがあります。